特権州「ブルガリア」からみるオスマン帝国とベルリン条約体制1876-1909

永島　育

1908年10月５日、ブルガリア公フェルディナントはその宗主、オスマン帝国皇帝・アブデュルハミト二世に対して独立を宣言する電報を送付した。1878年締結のベルリン条約以来、オスマン帝国宗主権下の属国であったブルガリア公国は、この日をもって独立した。オスマン帝国はこの年の７月、青年トルコ人革命が発生し立憲制が復活、アブデュルハミト二世の30年にわたった権威主義体制が崩壊していた。本修士論文は、革命後最初の対外危機である「ブルガリア」独立事件が、オスマン語新聞でいかに論じられたかを検討するものである。

オスマン帝国史研究者は基本的に、オスマン帝国と独立後のバルカン諸国との関係についてほとんど検討していない。例えば、外交史研究ではオスマン帝国の対列強外交に関心が集中し、バルカンの小国との関係は隣国といえども扱われてこなかった。しかし、当時のオスマン語新聞において、バルカン諸国の動向に関する論説はかなりの比重を占めていたし、アブデュルハミト二世は対バルカン外交の安定に努めていた。また、ブルガリア史研究においても、オスマン帝国との関係、とりわけオスマン帝国宗主権下の属国という状況が何をもたらしたのかについてはあまり研究がされておらず、属国としての地位は独立国と読み替えられてきた。それでは、先行研究に乏しいオスマン帝国・ブルガリア関係について考察する意義はどこにあるのであろうか。第一章「近代という時代とオスマン帝国」ではその意義について考察を行った。

近年、とりわけ近代史研究においては「帝国論」にみられるような、国民国家の枠を超えた一定の「帝国」に着目し、相互の関係や「帝国」ごとの比較を試みる検討が盛んである。オスマン帝国史研究においても、オスマン・ムスリム・トルコ人だけでなく非ムスリムや非トルコ民族の動向や、行為主体としての地方勢力を検討する研究が増加している。ただし、いずれもオスマン帝国国内の検討にとどまり、その視角はオスマン帝国の縮小とともに狭まっている。このように、「帝国論」には検討の対象が「帝国」の伸縮に依存して変化してしまうという欠点がある。バルカン半島はオスマン帝国以前からイスタンブル／コンスタンティノープルとは緊密な関係を持っていた。この「バルカン」地域がアナトリア半島や近東にある「トルコ」とは別の地域と見なされるようになったのは、19世紀初頭、オスマン帝国領内のキリスト教徒の「解放」を志向する西欧で「バルカン」という地域名が創造されてからのことであった。したがって、オスマン帝国史やバルカン史の研究が陥りがちな、「イスラーム帝国」であるオスマン帝国とバルカンとが別個の存在であるという視点は、近代になって創造されたものである。独立後すぐのバルカン諸国では、オスマン帝国の存在は依然として重要なものであり、オスマン帝国でも遠くの列強や内部の諸共同体に劣らず、近くの隣国は切実な関心の対象であった。オスマン帝国からバルカンを見ることには、「帝国論」の欠点を埋め、近代に創造された地域区分の概念を覆す点で意味が認められる。こうした問題意識のもと、バルカン諸国を含めた「オスマン圏」ともいうべき領域の中にオスマン帝国を位置づけ、検討を行うことが本論文の目的である。その第一歩として、ベルリン条約後のブルガリア

との関係について研究を行った。

ベルリン条約はブルガリアのみならず、バルカン半島全体についても一つの画期であった。本条約はセルビア、モンテネグロ、ルーマニアの独立を承認し、ブルガリアの国家形成を容認するものであった――ギリシアは本条約以前から独立国として存在していた――ため、この条約をもってバルカン半島における独立国の分立状態が成立した。ベルリン条約後に検討を絞ったのは、以上の理由による。これらの諸国の中でもブルガリアは、オスマン帝国と断続的に戦争の危機に陥っていた。1885年にはブルガリアは南部の東ルメリア州――ブルガリア人が多数派を占めるオスマン帝国の自治州――を併合し、オスマン帝国と一触即発の事態となった。（ブルガリアは公国と東ルメリア州から成り立つことから、本論文では総称して「ブルガリア」としている。）また、今回検討した1908年の独立事件も戦争危機を招いた。結果としていずれも戦争には至らなかったが、オスマン帝国において対ブルガリア問題は安全保障上、枢要な意味を持った。そのため、オスマン帝国のより広い領域での位置づけを探るためには、このブルガリアは良好な題材たり得る。

以上の点を踏まえて、本論文の問題は、まず、オスマン帝国でベルリン条約体制がどのように捉えられたか、そしてブルガリア独立による現状変更がどのように問題とされたのか、となった。

まず第二章「アブデュルハミト二世期の地理と現状認識」では、オスマン帝国におけるベルリン条約体制の把握について、条約、帝国政府年鑑、オスマン帝国の諸公立学校で用いられた教科書や百科事典を用いて解明した。はじめに、国際法としてのパリ条約――クリミア戦争後の条約で1856年締結――やベルリン条約の条文、国内規定としての政府年鑑の記述を比較し、オスマン帝国とブルガリアの定義の相違を見出した。前者はブルガリアをオスマン帝国宗主権下の自治公国、先ほど登場した東ルメリア州をオスマン帝国主権下の自治州と定義しているが、後者はブルガリア公国と東ルメリア州をどちらもオスマン帝国の特権州と定義していた。特権州とはオスマン帝国憲法にも明記された国内の自治体の一つであり、自治という特権を下賜された州を示している。こうした相違は、教科書や百科事典の記述に顕著に表れている。これらの史料では、オスマン帝国がパリ条約の規定によりヨーロッパ「列強」の一員であるとされたうえで、オスマン帝国と特権州「ブルガリア」の関係は、オーストリア＝ハンガリー帝国やスウェーデン＝ノルウェー王国などのヨーロッパにおける複合国家と同列に置かれていた。こうした教育を受けた層が、青年トルコ人革命後の言論活動を導いていくことになる。

第３章「第二次立憲制下のトルコ語言論と世界大戦前夜」では、オスマン統一進歩委員会系の『タニン』、『統一進歩』、「ブルガリア」に近い街であるエディルネの『新エディルネ』、オスマン統一進歩委員会とは距離を置く『新報』、『公権』などの、主だったオスマン語定期刊行物を全て利用し、イスタンブルや統一進歩委員会にとどまらない定期刊行物における、「ブルガリア」独立問題への論評を検討した。もっとも、これらの新聞は外交問題では一様の議論をしており、その理由には国会で外交問題は審議対象外であったことがある。オスマン語新聞では、７月の革命と同時に「ブルガリア」やバルカン諸国との連帯を強調する言説が、盛んに書きたてられていた。ところが「ブルガリア」独立事件とともに、こうした友好的言説は瓦解した。「ブルガリア」は独立宣言前、オスマン帝国に所有権のある東方鉄道路線を軍事占領し、両国の軍事的緊張はその後数か月にわたって高まった。オスマン語の新聞や雑誌は戦争という極端な事態を避けるべく、「平和主義 müsalemetperver」のオスマン帝国は、列強の認める「道理 hak」であるベルリン条約に依拠して、列強とともに善後策を講じるべきとする穏健な主張を行っていた。そして、「好戦的 harbcûyane」なブルガリア公国は、世界の平和を定めるベルリン条約を暴力的

に棄損していると非難された。しかし、ベルリン条約にともに調印した列強は、二国間交渉の仲介や独立承認に際して、オスマン語言論の希望に沿わない行動をとった。また、これまでバルカン諸国に宥和政策をとっていたアブデュルハミト二世は、1909年４月に反革命騒乱を首謀したかどで廃位させられた。これらにより、「ブルガリア」非難の根拠としてのベルリン条約は列強への信頼の減衰とともに破棄され、宥和政策も厳しい反発を受けることとなった。ここに至ってバルカンへのオスマン帝国の位置づけや今後起こりうる「ブルガリア」との紛争の平和的解決は、オスマン語言論で語られなくなっていった。かわって、オスマン帝国の「権利 hak」を保護するのは軍であり、次の戦争に備えるべきであるとの言説が多数を占めることとなった。

オスマン語言論において「ブルガリア」独立事件は一つの画期をなした。独立事件以前、オスマン帝国をバルカン諸国やヨーロッパ列強として位置づけ、議論を行う潮流が存在していたが、事件の展開とともに、ベルリン条約やバルカン諸国との連帯といった、オスマン帝国が戦争をすべきでないとする理由に正統性が欠ける事態となり、自国の権利護持を優先する選択肢が支持されることとなっていった。本論文では、オスマン語言論の中で、自国のより広い領域への位置づけが変化することで、次第に暴力を許容する言説を生産するようになる過程を見ることができた。この視点で通時代的な検討を行うことができれば、地域の区分・分離という近代的営為が人々の認識や選択になにをもたらしたのかについて、より一層明らかにできるものと考えられる。